

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
1	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障害福祉サービス事業所等運営支援交付金	①エネルギー価格や食料品価格等の物価高騰の影響を受けながらも、サービスを継続して提供している障害福祉サービス事業所等に対し、緊急かつ実効性のある支援を継続するため、運営経費の一部を支援する。 ②補助金 入所系、通所系：県が算出した食材料費、電気料金、ガス料金の単価を参考に単価設定し、定員数に応じて算出。 訪問・相談系：県が算出した電気料金、ガス料金の単価を参考に一律に設定。 ③ ・入所系 1事業所当たりの支援金額：定員×7,485円（千円未満の端数は切り捨て） 対象事業所：64事業所 支援金額：3,794千円 ・通所系 1事業所当たりの支援金額：定員×3,060円（千円未満の端数は切り捨て） 対象事業所：122事業所 支援金額：5,340千円 ・訪問・相談系 1事業所当たりの支援金額：12,000円 対象事業所：85事業所 支援金額：1,020千円 合計 271事業所 10,154千円 ④障害福祉サービス事業所等	R7.4	R8.3
2	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護予防・生活支援サービス事業所等運営支援交付金	①エネルギー価格や食料品価格等の物価高騰の影響を受けながらも、サービスを継続して提供している介護サービス事業所、高齢者施設等に対し、緊急かつ実効性のある支援を継続するため、運営経費の一部を支援する。 ②補助金 第1号通所事業所(緩和型)：県が算出した食材料費、電気料金、ガス料金の単価を参考に単価設定し、定員数に応じて算出。 介護予防支援事業所：県が算出した電気料金、ガス料金の単価を参考に一律に設定。 ③第1号通所事業所(緩和型) 1事業所当たりの支援金額：定員×3,060円（千円未満の端数は切り捨て） 対象事業所：3事業所 支援金額：142千円 介護予防支援事業所：1事業所当たりの支援金額：12,000円 対象事業所：5事業所 支援金額：60千円	R7.4	R8.3
3	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護サービス事業所等運営支援交付金	①エネルギー価格や食料品価格等の物価高騰の影響を受けながらも、サービスを継続して提供している介護サービス事業所、高齢者施設等に対し、緊急かつ実効性のある支援を継続するため、運営経費の一部を支援する。 ②補助金 入所系、通所系：県が算出した食材料費、電気料金、ガス料金の単価を参考に単価設定し、定員数に応じて算出。 訪問・相談系：県が算出した電気料金、ガス料金の単価を参考に一律に設定。 ③ ・入所系 1事業所当たりの支援金額：定員×7,485円（千円未満の端数は切り捨て） 対象事業所：124事業所 支援金額：31,023千円 ・通所系 1事業所当たりの支援金額：定員×3,060円（千円未満の端数は切り捨て） 対象事業所：102事業所 支援金額：8,006千円 ・訪問・相談系 1事業所当たりの支援金額：12,000円 対象事業所：207事業所 支援金額：2,484千円 合計 433事業所 41,513千円 ④介護サービス事業所、高齢者施設等	R7.4	R8.3
4	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	松阪市医療機関等への物価高騰対策支援事業補助金	①電気・ガス等、物価高騰の影響を受けながらサービスを提供しているが、価格転嫁できない医療機関等に負担軽減のための支援を行う（公立は除く）。 ②補助金 25,320千円 ③ ・病院300床以上（3施設） 一式×9,000,000円 ・病院200床以上300床未満（1施設） 一式×2,000,000円 ・病院200床未満（2施設） 一式×1,441,100円 ・有床診療所（内科・10施設） 一式×1,032,300円 ・無床診療所（内科） 110施設×35,875円＝ 3,946,250円 ・無床診療所（歯科） 80施設×35,875円＝ 2,870,000円 ・薬局100施設×35,875円＝ 3,587,500円 ・助産所10施設×20,600円＝ 206,000円 ・施術所80施設×10,300円＝ 824,000円 ・歯科技工所40施設×10,300円＝ 412,000円 計25,319,150円 ④病院、有床診療所（内科）、無床診療所（内科・歯科）、薬局、助産所、施術所、歯科技工所	R7.4	R7.9
5	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	私立保育園等運営支援交付金	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける私立保育園に対して副食材料費の増額分（100円）について補助を行う。補助することにより、法人の負担軽減を行い給食の質を確保する。 ②令和7年4月1日施行の公定価格における副食費徴収免除加算の金額が100円増となったことによる負担金（4,800円→4,900円） ③982人（支援人数）×100円（支援単価）×12か月（支援月数）＝1,178,400円（教職員の給食費は含まない。） ④市内私立保育施設16施設	R7.4	R8.3

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
6	③消費下支え等を通じた生活者支援	生活支援！最大15%ポイント還元キャンペーン事業	① エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける市民に対しキャッシュレスキャンペーンを通じて支援を行うことにより、購買意欲の向上を図り、市内事業所又は店舗での消費を促し地域経済の活性化を図る。 キャンペーン期間 R7年9月1日～令和7年9月30日 還元率（15%）（1回あたりの付与上限2,000円、期間中の付与 上限8,000円） ② キャンペーン実施に伴う事務費及びポイント還元料 ③ 事業負担金 220,000千円（ポイント還元分） 委託料 18,202千円（キャンペーンシステム利用料等） 報償費 42千円（決済業者選定委員謝礼） 広告料 2,500千円（PR広告料） 消耗品費 58千円（コピー代、用紙代等） 印刷製本費 200千円（PRチラシ作成） ④ 市内在住者及び観光客	R7.5	R8.2
7	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	松阪市中小企業カーボンニュートラル推進事業	①世界的なカーボンニュートラルに向けた動きと、エネルギー価格の高騰により、より高度な省エネ対策が求められている。しかし、物価高騰による採算性の悪化に加え、省エネルギー機器自体も大きく価格が高騰し、省エネ機器への更新が難しい状況となっている。 こうした影響を受ける市内企業等に対しハード、ソフトの両面から補助を行うことで、いち早くカーボンニュートラルに対応した事業体制を構築し、サプライチェーンにおける優位性の確保、ひいては取引規模の拡大や新たな販路を開拓することを目的とする。 ②A. 省エネ最適化診断、省エネ対策検討、温暖化ガス排出量等算定に係る事業（診断・算定費、専門家の派遣に係る費用等） B. 省エネ機器への更新および設備改良に係る事業（設計・設備・工事費等）ただし照明のLED化は対象外とする C. 自己消費用発電装置等の設置に係る事業（設計・設備・工事費等） ③A：250千円×6件＝1,500千円、B：2,000千円×7件＋500千円×6件＝17,000千円、C：1,000千円×6件＝6,000千円 合計24,500千円 ④松阪市内に本社若しくは事業所を有する小規模事業者・中小企業者等	R7.4	R8.3
8	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校等給食物価高騰に伴う子育て支援交付金	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける保護者の負担を軽減するため、物価高騰による給食費の値上がり相当額を支援する。 ②支援金として、消費者物価指数の令和2年平均と令和6年1～6月平均を比較した増加分により算出し、物価高騰による値上がり相当分である給食費の15%を給付する。 ③対象期間については8月を除く11か月間とする。なお、教職員の給食費は含まない。 ・幼稚園：月額4,400円×15%×喫食数330食×11カ月＝2,395,800円 ・小学校低学年：月額4,400円×15%×喫食数3,600食×11カ月＝26,136,000円 ・小学校高学年：月額4,500円×15%×喫食数3,800食×11カ月＝28,215,000円 ・中学校①：月額4,800円×15%×喫食数4,000食×11カ月＝31,680,000円	R7.4	R8.3
9	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	第3子以降学校給食無償化事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響をより大きく受ける多子世帯の保護者負担を軽減するため、子どもを3人以上扶養している保護者が一定の要件を満たす場合に、小中学校に在籍する第3子以降の子どもが学校給食費相当額を支援する。 ②支援金として、第3子以降の児童生徒に係る学校給食費相当額を給付する。 ③対象期間については8月を除く11か月間とする。なお、本事業では県補助金（みえ子ども・子育て応援総合補助金）2,876千円を充てる見込みである。 ・小学校低学年：月額4,400円×喫食数510食×11カ月＝24,684,000円 ・小学校高学年：月額4,500円×喫食数430食×11カ月＝21,285,000円 ・中学校①：月額4,800円×喫食数220食×11カ月＝11,616,000円 ・中学校②：月額4,700円×喫食数10食×11カ月＝517,000円 ・委託費（事業実施に係る当初認定等委託）：1,950,000円 ・事務費（需用費、役務費）：322,000円 ④子育て世帯	R7.4	R8.3